

アルコールチェッカー
「アルキラー NEX」

IT点呼実施方法

トラック運送業において、最低1日2回（乗務前・乗務後）の**対面点呼**が**義務**付けられています。



IT点呼とは？

IT機器（TV電話やタブレットなど）を用いて行う
「疑似対面点呼」のこと。

IT点呼を利用するには原則**「Gマーク」取得企業**が対象となります。



「Gマーク」とは ... 「安全性優良事業所」認定マーク。

全日本トラック協会により、一定基準の安全性が評価された貨物運送事業所にのみ与えられる
”安全性”の証。

業務の効率化

遠隔地・複数事業所からの点呼をまとめて受けられる。

点呼記録の電子化

点呼記録のデータベース化により、点呼情報を一元管理。

4つの メリット

人件費削減

早朝・深夜の点呼は拠点に管理者いらず。
運行管理者の負担減 & 人件費削減。

安全認識の向上

アルコール検査値・点呼時の映像がデータ化されることで、安全姿勢を社内外に表明できる。

IT点呼の方法

運転者はスマホアプリを立ち上げ、点呼執行者を選択するとビデオ通話が始まりますのでIT点呼を実施します。

点呼執行者はPCを設置し、アルキラーNEX管理画面にて運転者が入室するのを待っていただきます。運転者が入室するとビデオ通話が開始いたしますのでIT点呼を実施します。



アルコール測定結果の保存場所は「管理者端末」だけではなく
「クラウドサーバー上」でも OK

ご利用イメージ

1

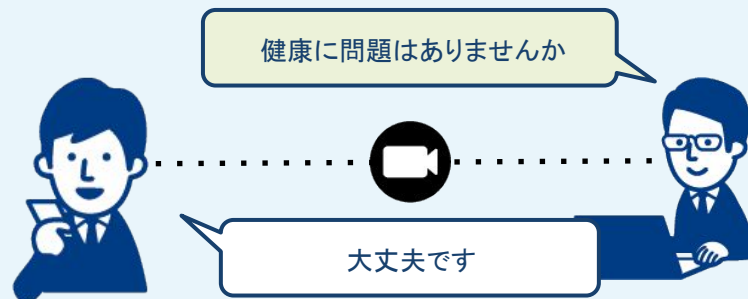
運転者がアルキラーNEXのアプリを立ち上げ、運行管理者とビデオ点呼を開始する。

※アプリで管理者名をタップすると繋がります



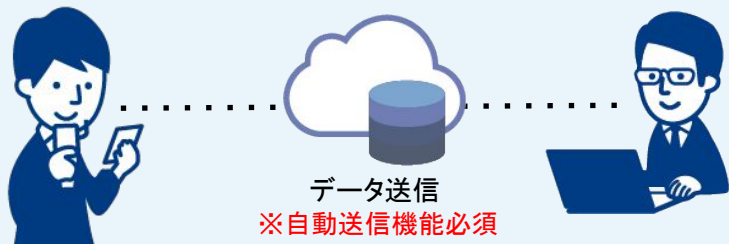
2

リアルタイム映像で運転者の健康状態を確認。



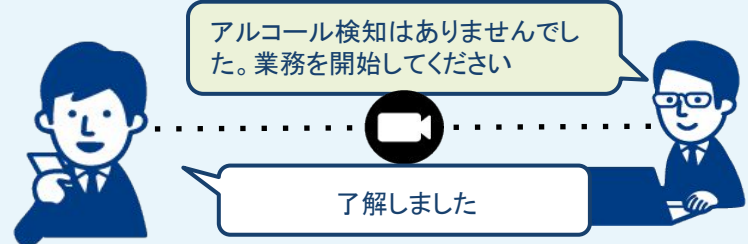
3

そのまま運転者はアルコール検知を実施。
管理者はその様子を確認。




4


検知結果が管理画面上に反映されるので
確認しながらリアルタイム映像で
運転者の状態を確認。

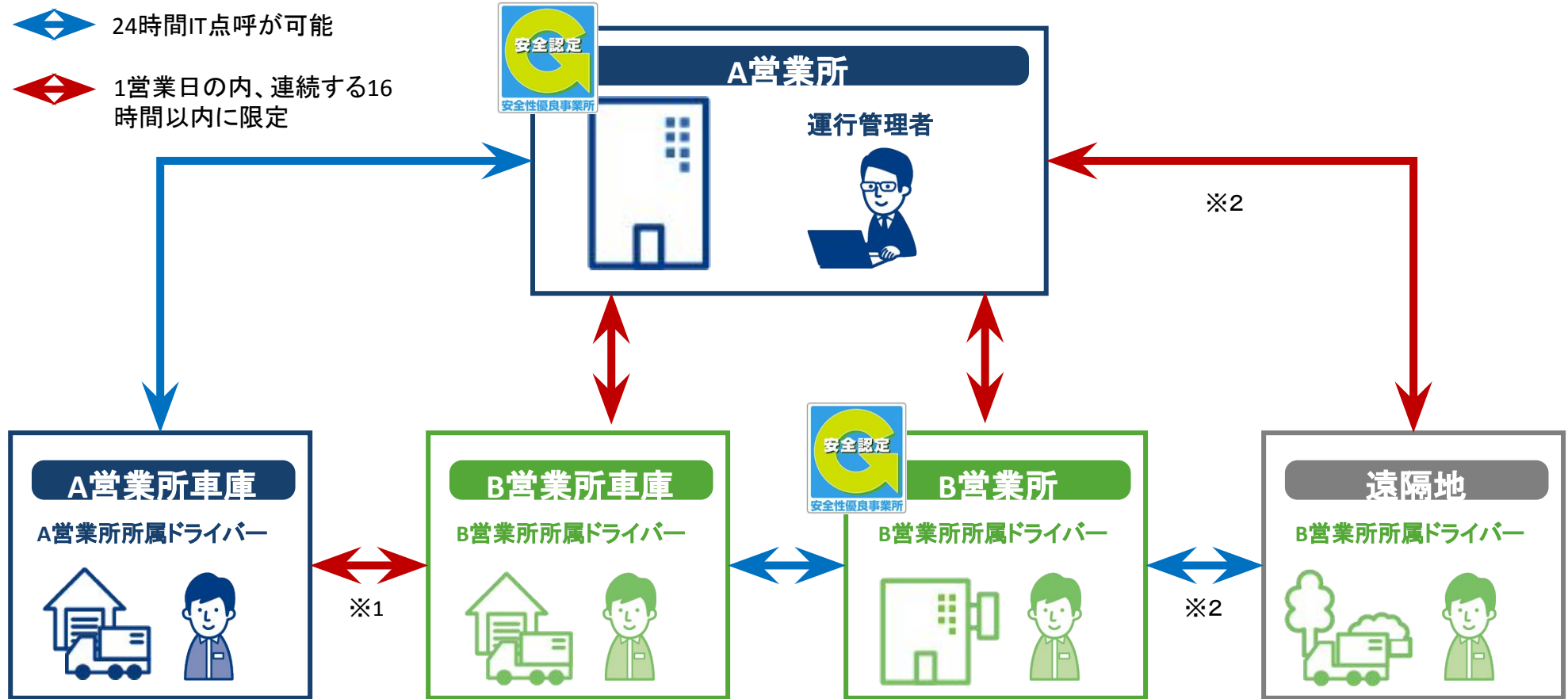


実施イメージ 貨物運送事業者①

A営業所・B営業所共にGマーク取得済み

 24時間IT点呼が可能

 1営業日の内、連続する16時間以内に限定



※1「営業所の車庫⇄他の営業所の車庫」での点呼が可能。片方の車庫では運行管理者もしくは補助者の立ち会いが必要。(平成30年3月～)

※2 遠隔地においてもIT点呼を実施可能。ただし、遠隔地での点呼の場合は疑似対面点呼として扱われず、電話点呼と同等の扱いとなる。

実施イメージ 貨物運送事業者②

Gマーク未取得の営業所においても、一定の要件を満たせば **営業所⇄車庫間でのIT点呼が可能。**

A営業所のみ Gマーク取得、C営業所は Gマーク未取得の場合、他営業所とのIT点呼は不可。



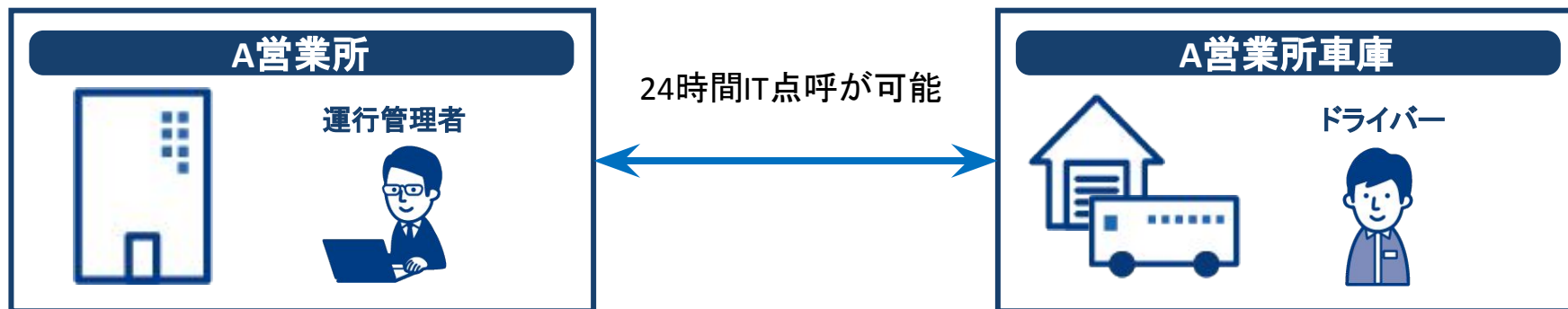
要件

- ・運輸開始後3年を経過していること。
- ・過去3年間、第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしていないこと。
- ・過去3年間、点呼違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。
- ・適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD,E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る改善報告書が3か月以内に提出され改善が図られていること。

出典：国土交通省HP「IT点呼制度の対象拡大・要件緩和について」より

実施イメージ 旅客運送事業者

「旅客自動車運送事業運輸規則」の改定により、平成 30年3月30日から**バス・タクシー事業**も一定の要件を満たす優良な営業所の **営業所⇄車庫間でのIT点呼の実施が可能**になりました。



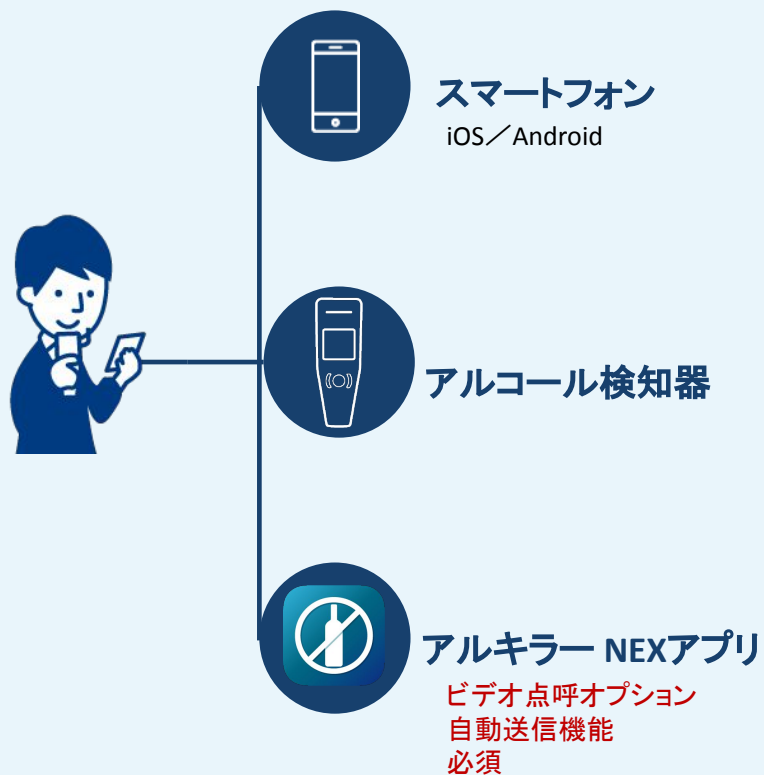
要件

- ・開設して3年を経過している営業所であること
- ・過去3年間、自責の重大事故を起こしていないこと
- ・過去3年間、行政処分または警告を受けていないこと

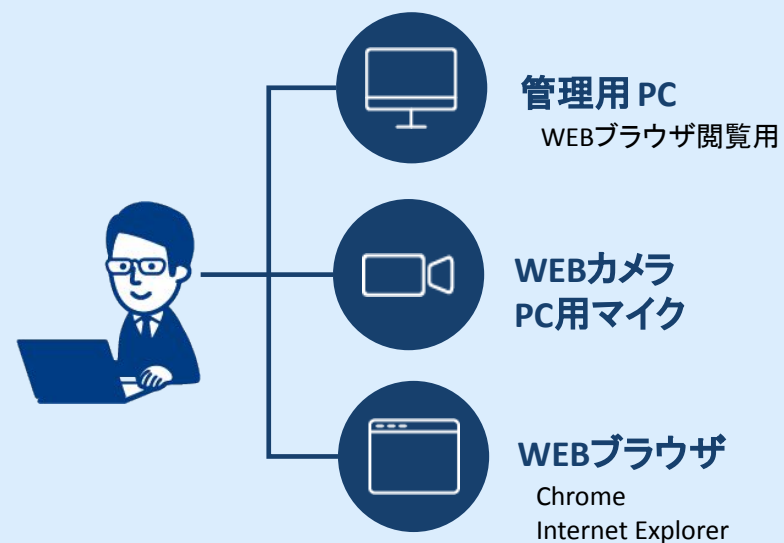
出典: 国土交通省HP H30.3.30報道発表資料より

IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに「旅客IT点呼に係る報告書」の届出が必要です。詳しくは国土交通省の「旅客自動車運送事業運輸規則」をご確認ください。

被点呼側

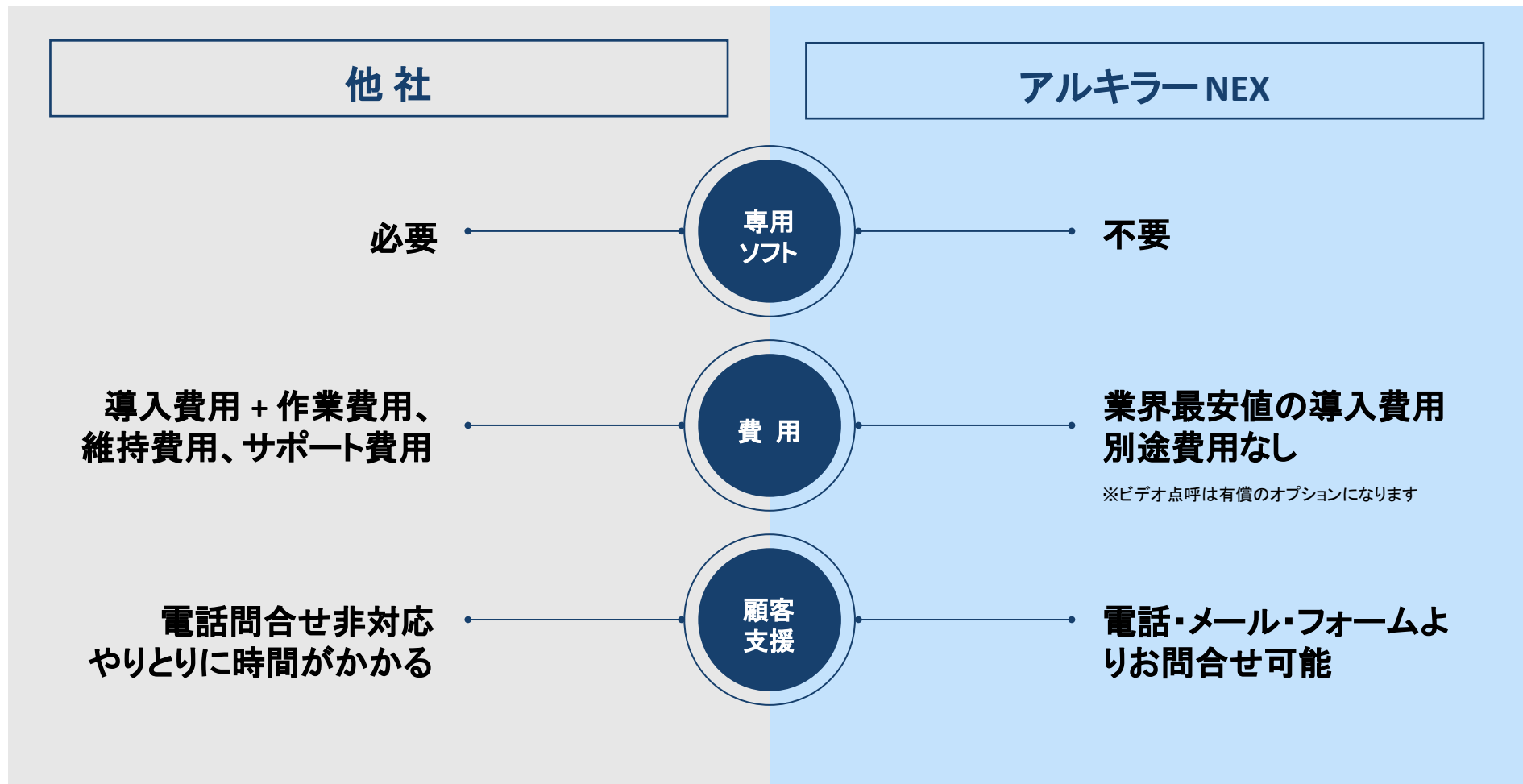


点呼執行側



※WEBカメラとPC用のマイクは
PCに内蔵されていれば別途
準備する必要はございません。

導入、継続のしやすさならアルキラー NEX



1

運輸支局が提示する要件を満たす

要件

- ・Gマーク事業者の認定(点呼執行側・点呼対象営業所共)が必要。
※一定の要件を満たしていれば、Gマーク未取得であっても「営業所⇄車庫間」のIT点呼が可能。
- ・IT点呼に係る報告書(IT点呼申請書)にて管轄運輸局への申請が必要。
※10日前までに申請
- ・カタログや仕様構成図、利用方法などの資料が必要。



2

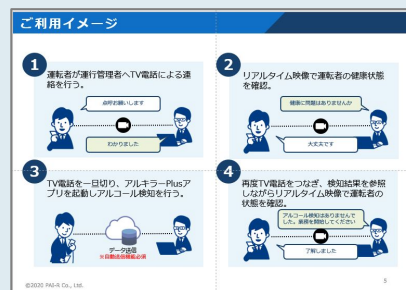
必要書類を各運輸支局に提出

※点呼執行側・被点呼側の両運輸支局への提出が必要です。

①IT点呼申請書



②製品カタログ



③使用構成図資料(本資料)